

死因究明等の推進に関する政策評価結果について

総務省 四国行政評価支局長(前行政評価局 評価監視官(内閣、総務等担当)) | 花井 光

はじめに

総務省行政評価局は、政策の担当府省とは異なる立場から、複数府省にまたがる政策や、各府省の業務の実施状況について、全国的規模の現地調査の結果に基づき、政策や制度・業務運営の見直し、改善方を提示している。

「死因究明等の推進に関する政策評価」は、その一つのテーマとして、平成26年に閣議決定された「死因究明等推進計画」(以下「旧計画」という)に基づく各府省の取組について、現地調査及びアンケート調査を実施したものである。現地調査は、総務省の地方機関である管区行政評価局を活用し、アンケート調査は、都道府県、医学部を有する大学、医師(都道府県医師会又は郡市区医師会の役員)を対象として、統計法に基づく一般統計調査として実施している。

これら調査結果から、新たな死因究明等推進計画の策定を始めとする関係行政の今後の在り方の検討に資するよう、その課題及び方向性を提示することを目的として、平成31年4月から開始し、令和3年3月、厚生労働省をはじめ関係5省庁に対して、総務大臣の名において意見を通知したものである。

死因究明等推進計画

死因究明等の政策については、平成24年に、死因究明等の推進に関する法律(2年間の時限法。以下「旧推進法」という)が議員立法により制定されたことを受けて、当面の重点施策を定めた旧計画が策定されている。

その背景としては、①高齢化による死亡数の増加に伴って、警察における死体取扱数が増加傾向にあること(過去10年間で約24%増加)、②犯罪・事故見逃し^{注)}に対する国民の関心が高まったこと、③東日本大震災において多数の遺体の身元確認作業に困難を極めたこと(平成23年)などが契機として挙げられている。

その後、令和元年に、新たに恒久法として死因究明等推進基本法(以下「法」という)が制定され、新たな計画(現行計画)が令和3年6月に閣議決定されている。

全体的な評価

本政策評価では、死因究明等の推進に関する各種取組の内容や効果等を把握する観点から、旧計画に定められた8項目の重点施策について、それぞれの取組状

況を現地調査、アンケート調査等により把握した内容を整理している。本稿では、まず、本政策評価の全体的な評価を示した上で、重点施策のうち「死因究明等推進協議会(地方協議会)」「人材養成」「死亡時画像診断(Ai)」にスポットを当てて述べた後、今後、現行計画に取り組みされる各種施策が、より実効性ある取組となるよう、旧計画の取組から見えてきた課題を踏まえて方向性を提示しており、「過去」「現在」「未来」に軸を置いて紹介したい。

まず、本政策評価の対象とした旧計画については、地方の状況に応じた施策を検討するものと期待された「地方協議会」が、実効性ある議論の場として活用されていない実態が認められることなどから、その効果は限定的とみられるため、全体としては、「目標が定性的なものが多く、目標の達成度の量的な評価が困難」と評価している。

なお、本政策評価結果については、令和3年7月末に日本医師会で開催された「都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会」連絡協議会」においても、香川県医師会のご協力を頂き、リモート(WEB会議)で参加し、説明を行っている(図1)。